

～自己改革への挑戦～

サツマイモ生産者の皆さまへ

J A種子屋久では、サツマイモ基腐病の被害を受けられた農家の皆さまの農業経営をサポートいたしますので、ご相談ください。

令和4年度産サツマイモ基腐病対策支援資金	
資金用途	農業経営に必要な運転資金（肥料・資材代等）および生活資金
ご利用条件	・組合員であり、令和4年度産サツマイモ生産において、「サツマイモ基腐病」の原因により収量が減少し、経済的影響を受けた農家 ・完済時年齢が80歳未満の方
ご融資金額	【貸付限度額及び通算限度額】 個人 500万円以内 法人・任意団体 1,000万円以内 但し、次の算定方法により算出した金額または、貸付限度額のいずれか低い額とします。 ・青果用甘藷 10aあたり 25万円×作付面積の範囲内 ・原料用甘藷 10aあたり 6万円×作付面積の範囲内 ※通算限度額とは、令和2年度・令和3年度産サツマイモ基腐病対策支援資金の借入残高との合計額を通算限度額とします。尚、通算限度額を超過する方については、諸条件での対応となりますので窓口にてご相談ください。
ご融資期間	8年以内（うち据置期間3年以内）
ご返済方法	元金均等償還の年1回償還または年2回償還のいずれかとします。
担保	必要に応じて徴求させていただきます
保証	信用状況に不安のない方で、本資金の通算貸付金額200万円までは、 <u>原則として保証人は不要</u> とします。
ご融資金利	<u>1.5%</u>
受付期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日までに借入申込書を提出された方
提出書類	・借入申込書（JA所定様式） ・確定申告書一式（直近年） ・固定資産名寄せ帳兼課税台帳 ・身分証明書の写し（運転免許証・保険証） ・納税証明書および完納証明書 ・印鑑証明書

お問い合わせ先

- ・JA種子屋久本店（西之表）金融部融資課 28-3811（直通）
- ・中種子支所金融課融資係 27-1212
- ・南種子支所金融課融資係 26-1211
- ・屋久支所金融課融資係 47-2211
- ・上屋久出張所 42-1000

